

性教育国際シンポジウムと60年代性教育の成果

—— 1960年代DDRにおける性教育の動向（その3） ——

池 谷 壽 夫

目 次

はじめに —— 1968年の性教育国際シンポジウムについて

1. 性道徳・性教育の原理的考察
2. 学校における性教育の問題
3. 家庭での性教育の問題
4. 医師の性教育への関わりの問題
5. 本シンポジウムの成果
6. その他の性に関する会議

おわりに —— 60年代性教育の成果と特徴

キーワード：性教育，性的陶冶・訓育，性的教授，国際シンポジウム

はじめに —— 1968年の性教育国際シンポジウムについて

1968年10月16～18日にかけてRostockのWarnemündeで国際シンポジウム「結婚と家族への準備としての性教育」が開催された。これはRostock大学教育学研究所心理学部門によってGrasselの指導のもとで開催されたものである。このシンポにはDDRの専門家以外に、ソ連、ポーランド、ユーゴスラヴィア、ルーマニアの社会主義国からだけでなく、スウェーデン、フィンランド、西ドイツからも専門家が参加しており、こうした催し自身、社会主義国で初めてのものであった。この点だけでもこのシンポジウムは当時の東西対立の状況のなかでは画期的なものであったと言えよう。このシンポジウムの任務は、これまで3回開催されてきた性教育研究会議（1962, 1964, 1965年）の成果に立って、「DDRにおける性教育学を批判的に分析すると同時に、さまざまな国々における性教育学の現況について情報を与えること」（Grassel 1969c, S. 673）にあった。

このシンポジウムでは以下の報告がなされた。

1. Grassel, Heinz (DDR)	DDRにおける性教育
2. Bittighöfer, Bernd (DDR)	社会主義パートナー教育の世界観的・倫理的基礎
3. Kolbanowski, W. N. (ソ連)	性教育のアクチュアルな問題
4. Borrmann, Rolf (DDR)	社会の特別任務としての青少年世代の結婚と家族への準備
5. Kirsch, Werner (DDR)	性教育の具体的任務の教授プランに応じた定着化
6. Bach, Kurt (DDR)	Hohemolsen・Erich-Weinert 上級学校における性教育の実施形態
7. Reis, Karin (DDR)	性教育と家族
8. Güldner, Kurt (DDR)	15～18歳の青少年からみた親の性教育
9. Donath, Erika (DDR)	性教育への思春期医の参加
10. Brückner, Heinrich (DDR)	性教育への医学の関与
11. Kasprzyk, Ludwik/ Woynarowska, Barbara (ポーランド)	ポーランドにおける青少年の性教育
12. Paul, Elfriede (DDR)	女性の健康保護の観点からみた結婚と家族への若い世代の準備
13. Barbulescu, Petre/ Dascalescu, Romeo (ルーマニア)	ルーマニア社会主義共和国における性教育の問題
14. Prospec, Jiri (ソ連)	ソ連における意識的親性への複合的教育的構想
15. Mandic, Petar (ユーゴスラビア)	ユーゴスラビアにおける性教育の若干の問題
16. Bergström-Walan, Maj-Briht (スウェーデン)	スウェーデンにおける性教育
17. Sysiharju, Anna Liisa (フィンランド)	フィンランドにおける性教育の状況
18. Hunger, Heinz (BRD)	ドイツ連邦共和国における教員の性教育の専門・継続教育の問題と経験
19. Grassel, Heinz (DDR)	性研究における心理学方法の応用
20. Kosakiewicz, Mikolaj (ポーランド)	性教育の領域における研究の必要な方向

本稿では、諸外国の論文については触れずに、DDRの研究者の報告を中心に見ていくことにする。その上で、60年代における性教育の成果を確認しておくことにしたい。

ところで、国際シンポジウムの報告をみると、まず報告1はDDRの性教育を総括的に述べたものであり、報告2と4は社会主義的性道徳を原理的に考察したものである。これを第1グループとしてまとめておく。第2のグループは報告5と6で、学校における性教育を扱っているものである。第3のグループは、報告7と8で家庭での性教育問題を扱っている。第4グループは、医師の性教育への関わりの問題で、報告9、10、12がそれにあたる。以下、各グループごとにその議論を見ていくことにしよう。

* なお本稿でも、geschlechtliche Aufklärung, sexuelle Aufklärungについては「性的啓蒙」、geschlechtliche Erziehung, sexuelle Erziehungについては基本的に「性教育」、sexuelle Bildung und Erziehungは「性的陶冶・訓育」、sexuelle Belehrungは「性的教授」、Sexualpädagogikは「性教育(学)」ととりあえず訳し分けておくことにする。

1. 性道徳・性教育の原理的考察

(1) Grsassel (1969d, これは1969b とほぼ同じものである) は, DDR における性教育を総合的に報告している. Grassel によれば, DDR では性教育は1959年の教授プラン以降公的なものになり, 性的啓発を30年前と比べると, たしかに啓発は 今日30年前よりも早く行われ, 30年前よりも広い範囲で行われており, ますます公教育者(家庭と学校)によってなされている一方で, 「かくれた情報」は減っており, ますます, 性病や妊娠等を指摘してその成功を目指そうとする「不安教育(学)」の性格をなくしている. しかしそれでも, 啓発は今日なおしばしばきわめて遅く行われており, 発達に応じては, 青少年の一部にしか(20%から30%)行われておらず, 公教育者はなおきわめてわずかしが積極的に啓発に協力していないし, 性教育的観点での働きかけはきわめてわずかしが体系的で継続的とはなっていないし, 啓発はこれまでいくつかの本質的な問題を括弧の外に置いている(これはとりわけ避妊に当てはまる)(S. 678f.).

また, 効果的な性教育は家庭で始まり, 幼稚園で補完され, 学校はそれを継続し, 18歳での公民的成熟に達するまで継続することが重要であるが, この観点から現状を分析すると, 以下のことが問題として指摘されている.

1. 家庭と幼稚園はこの任務をまだ十分には実現していない.
2. 学校は教授プランとしてはなおきわめて遅く性教育を始め, しかもしばしば一教科でのみ行われている.
3. 学校はきわめて早くに中断され, その結果16~18歳の学年はしばしば教育的性教育指導もないままになっている. これはしかし男女関係でのトラブルがたまる時期である.
4. 青少年期から大人への移行段階ではなおきわめてわずかしが性教育がなされていない. 婚前状態にある青少年ないしは大人にとって結婚・性相談所を効果的ならしめることは, 得策であると思われる. (S. 679)

こうした性教育の欠陥は, Grassel によれば, 本質的にはこの領域での教員の不十分な仕事にあり, この欠陥はまた何よりも教員養成(教員専門教育)の欠陥である. 「今日まで教員の一部にしか, 専門教育において性教育活動への必要な準備が行われていない」(ebenda.).

Grassel は, 性教育に対する今日の教員の態度を4つのグループに分類している(ebenda.).

第1グループ(もっとも小さいグループ)——「学校における性教育を基本的に拒否して, それをたいてい親の任務だとみなすような」教員.

第2のグループ——「たしかに性教育に関して基本的には否定的な態度はとらず, 性教育の必要性を肯定するが, しかし自ら喜んで性教育を積極的に行おうとしない」教員.

第3のグループ——「結局のところ学校における性教育を肯定するばかりではなく, 性教育に関与するが, ただし「ケースバイケースで」のみ, つまり, そうした問題が生徒の側

に生じた場合ないしは教授プランから求められている場合のみそうする」教員。

第4グループ——「積極的な性教育を行うし、学年でそのつど活動的な教員をコーディネーターされた計画的な活動へとまとめようと努力さえする」教員。

このうち ~ のグループの教員には気後れする阻害要因がいくつもある。それは、必要な性知識を欠いていること、方法上の能力がないこと、自らが青少年期に適切な性教育を受けていないこと、性的問題の社会的タブー化、他人の前で性的問題を語る恥ずかしさ、である。また、Grasselによれば、青少年の性行動に関して教員には両極端な見解が見られるという。すなわち、「セクシュアリティ・性行動のコントロール能力に関する極めて強いペシミズム」が主張される一方で、「青少年はなお長く子どもだという希望的考えを抱いた「目的オプティズム」(S. 680) がみられ、どちらにあっても性教育は不十分になる。

最後に、Grasselはこうした教員の研修むけに、以下のような「教育指導者の性教育上の拡大・継続教育 (Aus-und Weiterbildung) プログラム案」(S. 681f.) を示している。

1. 社会主義性道德の諸問題 (2時間)

人間の性行動の社会的決定、性行動をコントロールすることについての規範の必要性と役割、社会主義社会におけるパートナーシップ関係の規範、社会主義における結婚と家族。セクシュアリティと性関係に関するブルジョアの見解との対決。

2. セクシュアリティの解剖学的・生物学的基礎 (1時間)

男性と女性の外性器と内性器、セクシュアリティのホルモンの条件、性の形成の染色体のメカニズム、受胎過程。

3. 家族計画——避妊と妊娠 (1時間)

家族計画の社会的条件、出産調整の可能性、避妊：可能性、形態、使用及び安全値、妊娠：認識、経過。妊娠中絶。出産：経過、合併症、痛みの少ない分娩。

4. 大人の性行動と性体験 (2時間)

動物界における性行動、さまざまな文化における性行動の比較考察、男性のセクシュアリティと女性のセクシュアリティ、性交、経過、体験、効果、頻度、生理学的メカニズムと反応、障害、流行、ダンス、化粧等の影響。

5. 子ども・青少年期における性的発達 (2時間)

セックス、性およびエロスの発達の区別、生殖器官の発達生物学、ホルモン分泌腺の機能。加速；性発達の障害 (pubertas praecox)；子ども期の性的問題；思春期の発達生物学；月経、射精、マスターベーション；その仕方、機能、危険、セラピー；青少年期におけるパートナーシップ関係、青少年期における性的活動；ベッティング、性交。

6. 性教育学の基本問題 (1時間)

教育全体の一部としての性教育、人格発達にとっての教育の意義、性教育的作用の可能性と限界、性教育の形態、性教育の手段、さまざまな教育の担い手の関与と特殊性、結婚・性相談とその教育学的機能。

7. 学校における性教育 (2時間)

就学前の性教育、下級段階での性教育：開始、体系性、形態、教材の使用、性教育の教授的特殊性、中級・上級段階における特殊教科的な働きかけ、性教育のコーディネーターとしての学年主任、授業および授業外での働きかけの形態、性教育の教育計画、性教育のプログラムについて。

養護施設，職業学校，寄宿舎等における性教育の特殊性，生徒の恋人関係（Freundschaft）とその教育的取り扱い。

学校の任務である親の性教育の資質向上。

思春期医の協力，授業外・学校外での性教育の形態。

8. 家族における性教育（2時間）

最初の情報提供者としての家族，良心・信念形成の家族の条件，家族における性教育の可能性と限界，家族における心の親密さの阻害，性役割の形成に関する親のモデルと実例の役割，家族における性教育の種類，形態，スタイルとトーン。

9. 他の教育機関の性教育学上の機能（1時間）

性教育の際の青少年組織の役割と任務。

啓発文献の役割と可能性，使用の可能性，形態，限界。マスメディア手段の性教育的な働きかけ。

映画，ラジオ，テレビの特別な可能性とその限界。報道の役割，情報と作用。

性教育での芸術および芸術作品（絵，言葉，音楽...）の使用。

性教育での否定的な作用要因：「かくれた共同教育者」，友だち，ポルノ，俗悪文学，性的ジョーク。

10. 性行動と体験の障害（1時間）

性腺障害（クリネフェルター症候群とターナー症候群），生殖器官の発達ミス，月経障害，半陰陽者，不妊，インポテンツ，不感症，不妊症（Sterilitat），ホモセクシュアリティ，フェティシズム，サディズム，マゾヒズム等々。

11. 性病（1時間）

性病の流布，多様な種類：淋病，梅毒等々，性病の伝染，認識，処置，予防。病気の経過。

12. 性教育の法的諸問題（1時間）

教員の危険性，誤った誣告罪；子どもと青少年の信頼性および彼らの検討，子どもに対する犯罪行為。青少年の保護教育，性非行と学校での犯罪行為及びその処置と除去。

13. 現存の教材の使用

1. 教育映画「生殖の生物学」，3部

2. 映画シリーズ「異性との出会い」，4部

(2) Bittighöfer (1969) の主張は Bittighöfer (1966) とほとんど同じであるが，ここでは新たに「パートナーシップ教育（Partnerschaftserziehung）」という概念が提起されている。

Bittighöfer によれば，「人間を社会的本質として，具体的・歴史的に規定された社会的諸関係のアンサンブルとして理解する」マルクス主義人間像にふさわしく，そしてまた「全社会主義的変革，ある調和した人間共同体における社会主義的人格への人間の自由で全面的な発達という目標設定」と一致して，「若い人間を異性との出会いへ，愛，結婚と家族へと教育的に準備させること」は，「社会主義的訓育と人格形成の全過程のエレメント，構成要素」（S. 687）である。この準備教育を Bittighöfer は，「全人格形成へと埋め込まれた包括的なパートナーシップ教育」と呼ぶ。それは何よりも，「男子と女子を人格的にかつ社会的に価値あるパートナーシップへと準備させること」であり，ここでは「社会主義道徳の規範と価値尺度の伝達と固定化」に決定的な意義があるとされる。そしてこの「パートナーシップ教育が基礎をなすのであり，この基礎の上で人間のセクシュアリティの諸現象と諸問題に関する事物知識が意味あるかたちで全知識へと，意識的な社会主義的な人生形成の行動モデルへと組み込まれていく」。

Bittighöfer によれば，「社会主義的性道徳」は「男女の広く包括的な道徳的關係と条件」（S.

688) を対象とするもので、ここでは「性的なパートナーシップ」はもちろん特別な意義をもつ。そして、西ドイツの《Moderne Enzyklopädie der Erotik》(Verlag Kurt Desch, München und Basel 1963, S. 383)における「個人的性愛 (die individuelle Geschlechtsliebe)」のとらえ方は観念論的で非歴史的なアプローチをとり、道徳的な構成要素を無視するものと批判し、これに社会主義的な「個人的性愛」を対置する。Bittighöferによれば、「個人的性愛」とは「身体、精神および魂における相互の補完への、充足を必要とする、ある強い欲求として感じられ、相互に対する情熱的な感動の中で体験される」ものであり、多かれ少なかれ一時的で部分的な性格をもつ他の人間間の関係と違い、「個人的性愛は、その発展と安定化の過程で、人間をその人格のまったき全体性においてとらえ、それは相互性、持続性および排他性を得ようとする」(S. 692)ものなのである。そして社会主義社会では、個人的性愛は、「自由な、自立した責任意識のある人格の同権的で同義務的なパートナーシップ」へと発達し、「その両人格の道徳的価値は絶えざる幸福と社会主義人間共同体における意味のある、創造的・活動的な生活をともに目指すことのうちにあり、個人的性愛は、その持続的な固定化と実現を結婚と家族を作るのうちに見出す」(ebenda.)とされる。つまり、個人的性愛は社会主義的生活を目指すとともに、結婚と家族づくりにあるとするのである。

ところで、Bittighöfer (1966) では、社会主義性道徳の原則は男女の同価値性、同等の尊重と同権にあるとされていたが、ここではその内容が、DDR 憲法第19条の3および第20条の2が引き合いに出されて、より具体的に示されている。すなわち、「道徳的原理としての男女の同権」とは、男女は互いにしっかりした性格を持った、全面的に形成された人格へと発達するのを助け合うこと、とりわけ結婚において、彼らの共同生活と個々人の発達のすべての案件が双方の側の了解において調整されること、夫は、妻が自分の職業上の発達と社会的活動を母性と両立できるように、彼の全体的な生活態度 (Lebensführung) を意識的に作るよう義務づけられていること、子どもの教育は等しく両方の親の義務であること、夫は「妻の」仕事を「手伝う」のではなくて、夫にとって家事 (Hauswirtschaft) での協力が自明な同等の義務であること、もはや古い、私的所有から芽生えた、女性が男性に従属するという原則は妥当せず、女性は愛と結婚において、自分の個性に応じた生活づくりへの同等の権利を有すること、女性は性的関係においてももっぱら男性の客体ではないこと、男性のみに「能動的な」役割が、女性には「受動的な」役割のみが属するのではなくて、両者は幸福になる同等の権利を持ちそしてまた活動に対する同等の権利をも持つこと、それゆえ愛にはいかなるエゴイズムもあってはならず、両者は同時にギブ・アンド・テイクするものであること (S. 693)。

もっとも、Bittighöferによれば、これらの道徳的な規範を男女間の関係に完全に定着させるためには、セクシュアリティの生理学と心理学に関する正確な知識を与えるだけでは十分ではない。そのためには、伝来の偏見と帝国主義イデオロギーの影響と対決して、「社会主義道徳の原則と規範 (男女の尊厳、同権および同価値性の承認、相互の尊重、誠実さと信頼、貞節と責任意識、自制と思いやりの感情) に則った教育」(S. 693f.) をすることが必要である。「若い人が真

の愛に気づくためには、この価値尺度の伝達を通じて、帝国主義的なセックス・プロパガンダによって挑発されて悪しきモデルによって促進された男女間の関係の皮相化と軽視、粗暴化と神秘化に対抗することが必要である」(S. 694)。

こうした教育の観点から、Bittighöferは「社会的・倫理的に責任意識のある若い人の婚前の性的関係を即座に道徳的に非難すること」には、非現実的だとして反対する。現実主義的に婚前性交を認めるのである。だが男子と女子には次のことを教育しなければならない。「婚前の性的関係が彼らにとってポジティブに倫理的に意味があり彼らの人格に有益でありうる——そして社会から道徳的に承認されうる——のは、ただそれが心底からの相互の愛情(Zuneigung)、共通の関心および長期の恋人関係の間に実証済みの誠実な相互に対する責任(Füreinandereinstehen)にもとづいている時であり、愛の喜びのパートナーが結婚の日常でのパートナーでもありうるであろう時」(S. 694) だということを教えることである。

Bittighöferの考えでは、こうしたパートナーシップ教育には、「子ども欲しさ(Kinderwunsch)を呼び起こすこと」(ebenda.)も含まれる。「人間の生殖能力の利用には、社会の存続と継続発展を確保することに対する社会的関心がある。子ども欲しさはそれゆえ社会的な必要と可能性と一致して、多様に促進される。子ども欲しさをまた主観的にもそれぞれの青少年のうちに呼び起こすこと、ならびにその子ども欲しさを結婚への社会的な教育と準備によって女子と男子の人生計画のうちにはさみ込むことは、社会主義的パートナーシップ教育の優先的な義務である」(S. 695)。しかし、出産の強制は行われてはならない。「生殖・出産能力の利用は最終的にはパートナーの社会的・道徳的に責任意識を持った決定に委ねられたままでなければならない」とはいえ、すぐさまこう言われる。「純粋な快適さからあるいは現実に不純な動機から何ら子どもを望まない人々が、子どもを持ち子どもで幾分苦労している人々をからかい笑いものにする権利を持たない」(ebenda.)と。

また、若い人が自分の発達と専門教育(Ausbildung)にとって極めて重要な時期にすでに親義務を果たさねばならないということは、若い人にはたいてい極めて不都合となるから、社会主義的パートナーシップ教育には、「家族計画」も含まれる。すなわち、「いつ社会的・人格的な諸条件と可能性を考慮して、子どもを持つ願いが満たされるのかを責任意識を持って決定することができるようにさせること」(S. 694)も含まれる。それゆえまた避妊方法を熟知させて、人格的・社会的に望まれない早期の妊娠を避けるようにしなければならない。Bittighöferは、避妊を教えれば青少年は否応なしに性的放縦に走るのではないかという幾人かの人の考えに反対して、ここで避妊を積極的に肯定している*。

* この時期には避妊は暗黙に承認されてはいたものの、まだ正式に合法化されていないし(合法化は1972年、池谷壽夫2009参照)、避妊教育についても論争がある。こうしたなかでBittighöferは避妊肯定派ということになる。しかも、BittighöferはSED中央委員会付属社会科学研究所に所属しているから、Bittighöferのこの主張はほぼSED中央委員会見解と見てもさしつかえないであろう。

Bittighöferは避妊の「社会的・道徳的正当性の根拠」を、次の3つの視点から引き出してい

る。すなわち、「自然的本質という科学的に基礎づけられた人間像」および「社会的本質という人間像」から、「社会的進歩、すなわち、人間的自然の法則も含めた自然と社会における法則の支配の増大から、社会主義共同体においてこうした知識を、人間の福祉に奉仕し、意味あるように利用するため」に、そして「社会に対する責任」(S. 695)から、である。もう少し具体的に避妊については、こう述べられている (ebenda.)。少し長いが重要なので引用しておこう。

避妊は、われわれにとっては、意識的な社会主義人生形成の、性的関係の領域においても個人的利害と社会的利害とを一致させるように努力することの1つのアスペクトである。すなわち、避妊はその総体においても個々人の道徳的基本態度においても社会主義道徳へと埋め込まれている。避妊は、意味ある人口増の必要性から社会的に必要であるが、これは個人的に責任意識を持って計画された親性を含んでいる。しかし同時に避妊は親性の原則的で絶対化された拒否を排除している。避妊の促進と子ども欲しさの呼び起こしは、不可欠に弁証法的に結びあった家族計画の2つのエレメントである。教皇回勅「フマーネ・ヴィテ (humanae vitae)」* において主張される見解とは反対に、われわれはこう考える、すなわち、自然と社会における法則の支配の一形態としての避妊可能なものの利用は、原則的に、すなわち、社会秩序と道徳意識の性格とは独立に、非倫理性に門戸を開くものではないし、あるいは社会的に望まれない出産頻度の減少をすら招き寄せるものでもない。

避妊技術の個人的使用が道徳的に正当化されるのは、親になることを生涯にわたって防ぐためにというエゴイスティックな低い動機から利用されず、ないしはとめどない乱交の手段として利用されずに、それが——肯定的にいえば——認識された法則性の意識的な利用においてパートナー、社会および子どもに対する責任の表現であり、妊娠が目下の時期には女性ないしは両パートナーの生活状況全体と両立されえない時に、すなわち、妊娠を予防するのに役立つ場合である。

* 教皇回勅「フマーネ・ヴィテ」では、こう主張されている。「生殖の法則を守って夫婦愛の賜物を用いるものは、自分を人間生命の根源の支配者とするのではなく、むしろ創造主によって定められた計画の奉仕者」(パウロ六世 1969, p. 20) であり、「生命の源は神」であること、そしてこの原理にもとづいて、「産児調整の方法としては、すでに芽生えた生命の直接的中絶、中でも直接的墮胎は、治療の理由で行なわれるものであっても、絶対に排斥されるべきである」(p. 21)。

このように、Bittighöfer は避妊を、自然と社会における法則の支配の成果を人間の福祉に応用したものであるととらえるとともに、避妊技術の利用はパートナー・社会・子どもに対する責任となり、妊娠が目下の時期には女性ないしは両パートナーの生活状況全体と両立しえない時には、正当だとするのである。

(3) Borrmann (1969) も、Bittighöfer とほぼ同じ主張をしている。Borrmann によれば、性教育の努力は言葉のきわめて狭い意味での性的なものにのみ向けられるという考えがなお流布

しているが、それは誤りである。それはつねに、「人間を自分のセクシュアリティと異性とに対する正しい態度——身体性の生物学的法則に適用が、しかしまた社会主義道徳の規範にも合う——へと教育すること」と関わっている。こう理解されるなら、「性的な陶冶と訓育」はつねに、「そのパースペクティブを結婚のうちに持つ、将来の愛への教育」(S. 702)ということになる。

また Borrmann によれば、「性教育 (die sexuelle Erziehung)」には、「結婚の意義、結婚における権利と義務についての知識を伝えること、性的調和の諸条件——これには結婚における無条件な肯定および結婚の適応への準備が入る——について重要なことを語ること」も含まれるし、また「結婚は性的共同体以上のものである」(ebenda.) という認識を固めることも含まれる。

さらに、性教育 (Sexualerziehung) には「家族づくりへの準備」も含まれる。「両パートナーに結婚の本質——それは子どもを持ち教育することにもある——が意識されているノーマルな結婚はみな、子ども欲しさに応じる」ものであるし、そのためには、「望まれない婚外の妊娠と出産を防ぐこと」が性教育に入るばかりではなく、家族計画、「妊娠のための最も適切な時期を決めること」、とりわけ「避妊具と避妊方法の使用をマスターすること」(ebenda.) なども必要とされる。

2. 学校における性教育の問題

(1) Kirsch (1969) は、性教育 (Geschlechtserziehung) が一教科においてだけでなく、すべての適切な教科で行われるということになっているが、そうならない現状から、教科における性的陶冶・訓育の可能性を、とくに第 1~4 学年の授業、生物、ドイツ語、公民、歴史、の授業で展開している。ここではその一例として、公民の授業だけを挙げよう。これについては、次のように述べられている。

公民の授業の主要目標は、「社会主義的な世界観と道徳の本質的な原則を自分自身の生活と行為のコンパスとして知る」ことであるが、これは男女相互の関係にも当てはまる。帝国主義文化の選ばれた例（「野蛮性、非人間性とエゴイズムの賛美、ホラー映画、デカダンスな芸術」）において、生徒に、帝国主義の絶望的状态と人間敵対性がこの点でもはつきりする。多くの教材単元、とくに上級学年では、生徒に社会主義の道徳的原則とそれの DDR での実現が意識させられる（「勤労者間の新たな社会主義的関係の発展と深化」、「社会主義社会における女性の新たな地位」、「母親になる人に対するケア」、「人間の共同生活における社会主義的規則の自発的な遵守」等々）。特別な意義は、社会主義社会における青少年任務と責任に認められる。とりわけ以下の問題領域が扱われる。「何のために青少年は生きるのか?」、「社会主義的生活スタイルの発展には何が必要か?」、「真の愛は青少年のものである」、「人生の幸福と意味」。社会科学の教科の間では、公民の教科で、人間の性生活の倫理的アスペクトに関する極めて広範な知識が伝達されるように計画されるのである (S. 706)。

(2) Bach (1969) は Hohenmölsen にある Erich-Weinert 上級学校の取り組みを報告している。Bach によれば、教員たちは、Grassel が定式化した「性教育の働きかけの原理」(Grassel 1962) を授業で応用しようと努力し、とくに下級段階の子どもたちとの活動では、「能動的な準備と免疫の原理」* にとくに注目して、友だちや本などの「かくれた共同教育者」のコントロールできない影響を遮断し、子どもを危険から守ろうとしている (S. 709)。

* 「性教育の影響が効果的になるとすれば、それは能動的に準備し、それによって同時に子どもを、「かくれた共同教育者」の影響に対して免疫をつけさせねばならない」(Grassel 1962) という原理。

また、Erich-Weinert 上級学校では、「男女共学 (Koedukation und Koinstruktion)」はわずかな例外を除いてすべての学年段階で実現されている。例外は月経の衛生の取り扱い (女子だけ) とマスターベーションの取り扱い (男子だけ) や、一方あるいは他方の性特有の問題に関わるような事柄も、同性グループで議論される。例えば、化粧法、衛生、流行などである。その際には、他の教科での男女の分離を意味するような「特別な状況」を避けるために、体操での同性グループの組織形態が選ばれる (S. 710)。

さらに、第9学年には毎年冬休みに開催される「保育 (Säulingspflege)」コースがある。これは女子には必修であり、男子には選択であるが、大変人気がある (もっとも若干の親からはこの催しには当初反対があったという)。

授業外の催しとしては、第9学年の生徒に映画「もう子どもじゃないから」、第10学年の生徒には、「パートナー」と「デリケートな問題に心配しないで (Keine Angst vor heiklen Fragen)」をみせ、その後引き続いて実りある話し合いが行われる。第8学年では、「青少年式 (Jugendweihe)」* の準備のなかで、青少年のセクシュアリティの問題について午後の話し合いが行われ、第9学年では青少年犯罪の現象について話し合わせ、第10学年では、法律家、保護司や医師と一緒に青少年期の性的諸問題についての強制のない会話を行うが、その際には若い結婚の問題も議論の中心に据えられている。また調査旅行や徒歩旅行デー (Wandertage) での共通体験や、休暇旅行の間の共通体験が、教員によって、性教育のために利用されたりしている。

* 第8学年の生徒を大人の共同体へと迎え入れる儀式で、1954年に企業で国家的なテコ入れで再生された、労働者運動の伝統儀式 (Wolf 2000, S. 111)。

Bach によれば、性教育では、学年主任 (Klassenleiter) が重要である。学年主任の役割は、さまざまな教科教員と他のすべての教育者の影響をコーディネートし、それらを「影響の一つのアンサンブル」(S.710) にまとめることにある。

親役員会 (Elternbeirat) と学年の親委員会も重要な役割を果たすが、Bach は、「学校に性教育における優先権が認められるという立場」(ebenda.) に立っている。それは、Bach によれば、人民のすべての子どもが学校に通い、授業が十分な教育を受けた教員によって科学的に行われ、教育の働きかけが計画的になされ、態度が集团的に定着され、そして親に対して青少年が示す親

密であるがゆえのためらいがここではまれであるからである (S. 710f.).

3. 家庭での性教育の問題

(1) ロストック大学衛生学研究所・社会衛生学講座の主任医師である Reis (1969) によれば、家族における性的陶冶・訓育の一つの重要な特徴は、「家族が性教育 (Geschlechtserziehung) の場所でありかつ目標であること」にある。「家族が性教育の場所であるとは、家族が今親の基本的責任を担っているからであり、家族が目標となるのは、後の時期において、すなわち後に大人になる子どもの責任においてである」(S. 713).

Reis によれば、家族は、性教育においては、まずもってモデルの機能をはたす。親相互の関係および子どもに対する関係、きょうだい関係、男女および世代の共同生活は特定のモデル (Vorbild) となる。ここで子どもは、愛、尊重、相互の責任への用意を学ぶ。それゆえ、性教育に取り組む教員や教育指導者は、どの子にも、その子の後の家族生活にとって可能な限り最善のモデル (Reis はこのモデルは社会主義道徳の戒律、すなわち 10 戒によって担われるとする) を提供しよう援助しなければならない (S. 714)

こうしたモデルの習得をつうじてなされる、「態度・道徳観の伝達および特定の行動様式の教え込み」は、「家族におけるほとんど意識されない、間接的な性教育 (sexuelle Erziehung)」であるとすれば、もう一つ「直接的な、意識的な性的陶冶・訓育、狭義の性教育」がある。それが、「家族における [性的] 知識伝達」(ebenda., [] 内は筆者) である。だが、この知識伝達は今日どちらかという態度教育の性格をもっているという。というのもわれわれの文化圏では生殖とセクシュアリティについてのオープンな会話は、相変わらず例外に属しているからである。数年前と比べると、この任務は理解されているが、それでも、性教育の活動を自分に対しても学校に対しても拒否する親がまだいるという。

Reis によれば、「親による性教育において典型的と見なしうる一連の誤りや怠慢」が見られる。その一つは、「家族における本来の性教育の開始が遅すぎる」こと (ebenda.) である。この遅延化は、最初に誤った情報が子どもに与えられたりすることで引き起こされることがある。もう一つの誤りは、「親がよく特定の質問に答えなかったり不十分な答えしか与えないこと」である。例えば、性交、性的障害、避妊などの問題に対してである。

それと絡んで、家族の性教育の一つの特徴として、「母親の役割の過度な強調」(S. 714) とその裏返しの父親の性教育への不参加が問題とされている。父親が性的陶冶・訓育にわずかししか関与していないことは、男子の性的啓蒙の不十分さと緊密に結びついていくし、女子のほうは、性的な危険と経験からできるだけ長く守ろうという意図で、男子よりも啓蒙される。他方で、女子が性的なものや生殖に関して抱く質問では、女子は母親に聞く。こうして父親はほとんど必要とされないのである (S. 715).

こうした家族の状況に対して、Reis は教員と医師の任務を 2 つ挙げている。一つは、「青少年

に模倣に値するモデルを与えるという目標を持って、家族での生活づくりに協力すること」であり、もう1つは、親に性的陶冶・訓育を実施するきっかけを与えるために、「親の気後れや誤った態度をなくすこと」(ebenda.)である。

(2) Rostock 大学社会衛生研究所のGüldner (1969) は、親の性教育の現状を知るために、16～18歳の医学校の女子生徒355人にアンケート調査を行っている(いつ行ったかは不明)。

まず、「あなたの考えでは、親が自分の子どもをしばしば全く啓発しないかあるいは十分に啓発しないのはどんな理由だと思いますか？」との質問に対する女子の回答は、以下のとおりである。

表1：親が性教育をしない理由

親は子どもにどう言うべきかを知らない(気後れ, 恥ずかしさ等)	73%
親は自分自身に確信がないと思っている	12
親子の間の信頼がない	10
厳格すぎる教育	3
無関心等	2

(出所：Güldner 1969, S. 717)

ここから、親に方法上のヒントや手引きを与えたり、親の気後れや恥じをなくすことが重要となることが指摘されている。

次に、「あなたはいつでも性生活の心配や悩みをオープンにあなたの親に打ち明けますか？」という問いに対する回答によれば(表2)、性教育における母親の役割の重要性がわかる一方で、回答者の4分の1は、親を話し相手として挙げていないこともわかる。

表2：性の心配や悩みを親に話すか

回 答	%	数
いいえ	24.0	85
はい, どちらかというと母に	61.7	219
はい, 両親に	11.5	41
はい, どちらかというと父に	1.7	6
無回答	1.1	4
計	100.0	355

(出所：Güldner 1969, S. 717)

親との関係をもたらしめるために、親との一般的な信頼関係について質問がなされている。その回答から(表3)、女子は自分の母親とは父親よりもはるかによい信頼関係(「きわめてよい」と「よい」の合計：母親87.2% > 父親63.4%)をもっていることがわかる。

表3：親との信頼関係

回 答	%	
	母親	父親
きわめてよい信頼関係	45.8	16.9
よい信頼関係	41.4	46.5
わずかな信頼関係	9.8	16.9
信頼関係がない	1.6	7.6
無回答	1.4	12.1
計	100.0	100.0

(出所：Güldner 1969, S. 717)

誰が子ども・青少年の性教育に対して責任があるかを尋ねると、355人中330人が親を性教育の第1責任者として挙げ、ついで医師18人、教員6人となっている。その一方で、誰が性教育に対して最良の前提を持っているかを問うと、医師(53%)が第1位で、次いで親(37%)、教員(10%)の順となっている。

自ら経験した性教育を振り返ってもらくと、家庭については次のようになっている(表4)。すなわち、回答者の3分の1以上が親の啓発をまったくないかあるいは不十分だとしているのである(「なし」「不十分」「まったく不十分」の合計、34.8%)。

表4：家庭での性教育の経験

回 答	%
家庭での性教育はなし	28.8
「ひじょうによい」	9.8
「よい」	31.8
「まあまあ」	22.6
「不十分」	5.9
「まったく不十分」	1.1
計	100.0

(出所：Güldner 1969, S. 718)

また、自分の性教育に影響を与えた人物について質問すると、母親(46%)、教員(33%)、医師(6%)、父親(5%)、年長のきょうだい(4%)などとなっている。母親と教員が性教育に影響を与えていることがわかる。

4. 医師の性教育への関わりの問題

(1) Donath (1969) は思春期医の性教育への関わりの問題を、親への教育の際の協力、子ども・青少年の性教育への貢献、性の教育相談という3つの視点から論じている。

については、Donathによれば、一方では、教員・幼稚園教員の性教育に関する専門教育が不十分な現状では、思春期医は彼らと一緒に親への性教育をする必要がある。「その経験と、親の下で受ける信頼の地位とを通じて、医師はわかりやすく性教育の重要性、親自身の努力の重要性を指摘することができるし、親に道を示し、親にしばしばまったく不十分である親自身の生物学的知識を深めることができる」(S. 721)。

他方で、思春期医は、教員・幼稚園教員、学童保育者、養護施設や休暇キャンプでの世話人(Betreuer)、ピオニール指導者や自由ドイツ青年団指導者の継続教育において、2つの方向で効果的に働くことができる。「一方では、思春期医は個人的会話や小グループでの会話で、性的問題を話す気後れをなくし、生徒の問題に対する理解を呼び起こすことができる。他方では、思春期医は教育者の継続教育の催しで、特殊な生物学的・医学的・性科学的な質問を受けて、専門知識を伝えることができる」(S. 722)。

の問題においては、思春期医は、小グループの話し合いの中で子ども・青少年が出してくる特殊な質問に答える際に、教員を応援することができるし、子ども・青少年の生物学的知識を医師の視点から深めることができる。ここでDonathが挙げている具体例は、女子での月経の衛生の可能な方法についての話し合いや男子でのマスターベーションの問題での話し合いである。

の問題では、まず子どもの教育相談や青少年の結婚・性相談において、思春期医、ソーシャルワーカー(Fürsorgerin)、産婦人科医、心理学者、教育学者間での協力の必要性が強調されている。その上で、家庭での子どもの誤った性的な態度や障害の予防、セラピーなどとならんで、養護施設の子どもの性教育問題での教育相談が緊急に必要であることが指摘されている(ebenda.)。

最後に、教員と医師との原則的な関係が改めて述べられている。Donathによれば、「クラスでの性教育は原則的に教員によって実行されねばならない。けっして思春期医は「補助教員」として機能してはならないし、教員から性教育の任務を奪ってはならない」(ebenda.)。その際、学校における性教育に関しては、Bachのプログラムが支持されている。思春期医の役割は、休暇キャンプ場での会話の際にあるいは授業後に、教員が居合わせているところで(Bachが提案するように、場合によってはまた法学者が居合わせているところで)、16歳頃の青少年と強制的な話し合いをすることである。この際には、たいてい以下のような質問が出される。「生殖器の解剖と生理学、妊娠、出産と産褥、流産とその危険、早産、性病とその予防、性行動のバリエーションと性行動の障害、家族計画と避妊」(ebenda.)である。

(2) Brückner(1969)は、性教育への医学の関与として、とくに2つのことを強調している。1つは、性教育(die sexuelle Erziehung)は、普通教育の一部として、親と職業教育家の課題であるけれども、医師の利用は親と子どものところで見られるし、場合によっては正当化されるということであり、もう1つは、医学研究の一部が性教育学の基礎として利用できることである。

(3) Paul (1969) は、女性の健康保護という視点から、結婚と家族へと若い世代を教育する際の医師（とりわけ思春期医と結婚・家族相談所の医師）の任務を明らかにしている。

Paulによれば、その任務は3つある。

第1の任務は、思春期医が10～11歳の女子が水泳に適うかを診察するので、その時に「女性の身体の生殖的機能と生殖器の特別な保護」(S. 736) について基本的に教えることである。

第2は、女性の健康維持の特別な意義から、「きわめて早い時期にそして年齢に応じて(14～16歳と16～20歳とでは異なるが) 区別して、詳細かつオープンに男女での避妊の可能性、テクニックと使用原則について話すこと」(ebenda.) である。

第3の任務は、「若い女子と——やはり年齢に応じて区別して——、妊娠と分娩、痛みのない出産、妊娠と産褥の衛生について話すこと」(ebenda.) である。Paulは、女性の健康維持の際の男性の協力の大きな意義という点から、男性医師が男女の前でこの問題について話すのがよいと考えている。

さらにPaulは、以下の任務を、保健衛生機関 (Gesundheitswesen) が責任をもつ性教育学の部分だと考えている (S. 736)。

1. 女子に、月経期間の自分の特別な身体的ケアについて教え、後の妊娠と出産後の身体衛生について指摘すること。
2. 若い人の望まない妊娠と早期に結ばれた結婚を避けるのに貢献するものとして、医学の視点で避妊と家族計画について啓発すること。(.....)
3. 出産過程についての知識を十分に伝えることで、出産の苦痛の心理的予防という意味で極めて早くから、後の母性への肯定的な自然な態度を得るようにすること。

5. 本シンポジウムの成果

Grassel (1969c) によれば、この国際シンポジウムでは、次のことが明らかになった (S. 673)。第1は、「DDRにおける性教育は高い水準に達しており、国際的にもともにトップにあること」が認識されたことである。例えば、性教育が教授プランで定められているのは、スウェーデンとDDRだけであった。

第2に、性教育(学)における教育者の専門教育を改善することに対する要求という点では、一致点が見られた。

第3は、性教育の働きかけを個人のうちに倫理的・道徳的に定着させることが議論となったことである。しかしここで、スウェーデンの見解と社会主義諸国の見解との大きな違いが明らかになった。

1つは社会的に規定された道徳規範が違うということである。もう1つは、価値規範の提示の仕方での違いである。スウェーデンではすべての見解を「価値自由に」伝えて、生徒に価値ないしは無価値について自ら決定させることが志向されている。これに対して社会主義国では、人格

の調和的発達のために、青少年を過剰に求められる決定から守り、青少年に体系的な訓育をつづけて、自分自身の発達と同時に同胞の発達とを考慮する見解を自分自身でつくり出すことができるようにさせることが求められている。この違いは、ポルノの取り扱いをめぐる違いとなって現われている。スウェーデンではポルノ文学は自由に作られ売られているのに、社会主義諸国では青少年の発達の妨害要因とされている。

第4に、次のことが明らかになった。1つは、「性教育の成功は決定的に社会的諸関係によって規定されること」であり、もう1つは、「特定の歴史的・国民的特殊性が性教育においてこそ考慮されねばならないこと」、したがって、「ある他の国の性教育（学）のモデルを単純に譲り受けることはありえないこと」である。

最後に、多くの問題は専門家サークルでのさらなる議論を必要とすることが明らかになり、この種の催しの継続が提案された。しかしこのような国際会議はその後DDRではもたれることはなかった。

6. その他の性に関する会議

60年代には、その他にも性に関する会議もいくつか開かれている。まず性教育の国際シンポジウムと同じ年の4月5日に、ドイツ臨床医学会/DDR精神医学・神経医学会医学心理学部門主催でシンポジウム「われわれの時代におけるセクシュアリティ」が、ベルリンにあるUniversitäts-Nervenlinik der Charitéで開催されている。そこではL. Aresin「女性は今日セクシュアリティに対してどう対処しているか？結婚・性相談所の経験から」、H. Grassel「性教育学の可能性と限界」、R. Neubert「男女の相互に対する行動におけるどのような変化が啓蒙書のせいにされるのか？」、H. Szewczyk「新たな刑法における性犯罪」の4本の報告が行なわれている（*Das Deutsche Gesundheitswesen*, 1969, 24. Jg., Heft 1/2）。これら報告のうち、おそらくGrassel (1969b)だけがこのシンポジウムの報告だと思われるが、その他のものは管見する限りでは公表されていないようである。

また、研究チーム「結婚と家族」は、ドイツ全衛生協会内の健康保護協会のセクション「女性の衛生と健康保護」の中に、1963年に設立されている。この研究チームはRostock大学社会衛生研究所とともに、保健衛生省の委託を受けて、医療・心理学的な結婚・性相談所のネットワークづくりを任務としており、そのためにとくに、Rostockで「結婚・性相談の諸問題」に関する研修デーを毎年実施している（池谷2009）*。その報告書で今のところ見ることができたのは、結婚・性相談の諸問題についての第3回Rostock研修会議の報告書である（Mehlan 1968）。この会議は1967年10月23日～25日に、「家族計画における医者への任務と共同責任」の標語のもとに開かれている。

* 保健衛生省はこの催しを基本的に歓迎し、財政的にもそれを支えた。しかしDDRの最後まで、研究仲間をBRD（ドイツ連邦共和国）から招待することはとてつもなく困難であったという（BZgA 1995, S. 14）。

おわりに —— 60 年代性教育の成果と特徴

これまで筆者は、1960 年代における性教育の動向を、性教育に関する研究会議での議論を中心に検討してきた（池谷 2011c, 2011d）。ここではその成果と特徴を大きくまとめることで、まとめに代えることにしたい。

まず第 1 の特徴は、学校法、とりわけ 1965 年の学校法以後、社会主義的人格の形成が教育目標とされ、性教育がその教育、とりわけ社会主義道徳の教育の重要な環として位置づけられたことである。性的啓発と同時に、いやそれ以上に子ども・青少年の社会主義人格の形成のために、性的訓育が重視されてきたのである。「性教育は社会主義人格への訓育の 1 つの必要な領域であり、社会主義道徳を実行することに対する 1 つの貢献である」（Grassel 1966, S. 703, Grassel / Baer 1962, S. 2）。

第 2 の特徴は、男女同権の実現が性教育の重要な目標とされてきたことである。たしかに 50 年代においても男女同権は主張されていたが（池谷 2011a）、60 年代にはそれがいっそう強調されている。とはいえ、この男女同権も、「両性間の関係における社会主義的道徳の行動規範としての、相互尊重、誠実さと信頼、忠実と責任意識、自制と思いやり」（Bittighöfer 1966, S. 724）といった道徳的なものや、あるいは母性や妊婦への尊重というものに重点が置かれている。この点で、労働者ということで、あるいは男女間ではたしかに男女同権が求められたとしても、家庭における男女同権はあまり問題とされるには至らなかったと言えよう。

第 3 に、50 年代までは性教育の中心的な担い手はほとんど医師であったが、60 年代に入ると、性教育が原則的にすべての教育者、しかし何よりも家庭、学校および青少年組織の任務とされた。その中でも学校の役割は大きく、1959 年の教授プランで第 9 学年の「生物」の授業で「人間の生殖器と個体発生的発達」が取り上げられることになって以降、生物の教員が学校における性教育の要として果たす役割はますます大きくなっている。このことは、一方では教員と医師（とりわけ学校医）との協力関係をめぐる議論を新たに呼び起こすとともに、他方では、教員の性教育における資質の向上として、教員養成や継続教育における性教育の必要性と重要性を高めることにもなった。

また、それとともに学校ぐるみでの性教育実践が求められることになり、親の性教育への関与と参加が重視されてくる。こうした学校ぐるみでの性教育実践として、Kurt Bach の学校での性教育実践が「ホーエンメルゼン・モデル（Hohenmölsener Modell）」として広まり、70 年代には、「学校性教育（学）の DDR モデル」とされていくことになる。

第 4 に、Grassel を中心にした子ども・青少年の性的発達や性的関心に関する研究が 60 年代に急速に進み、それに対応した性教育が求められることになったことが、60 年代の性教育の大きな特徴の 1 つである。そしてこの性的発達や性的関心の研究にもとづいて、第 9 学年から性教育を始めるのでは遅すぎるのが問題として指摘され、その改善が目指されることになった。そ

れはとくに生物の授業に関わって進められた。その成果が Baer (1962a, 1962b, 1966) や Kirsch (1962, 1968, 1969) らの授業プランである。

第5に、男女同権と絡んで、性教育においても、男女共学の意味が積極的に評価され、性教育の組織形態としてほぼ定着してくることになる。

第6に、性病、妊娠、性的逸脱など性の否定的な側面を持ちだす性教育（「威嚇の教育（学）」や「不安教育」）は否定され、次第に性の肯定的側面が重視されてくるようになる。DDR では60年代には婚前性交はほぼ許容されていると言ってよいであろう。もっとも、婚前性交は現実主義的に認められているだけで、必ずしも望ましいものとは見なされてはいない。また、性の快楽的側面やコミュニケーション的側面もほとんど論じられてはいない。Bach (1993) によれば、「快楽・コミュニケーションアスペクトは副次的な役割を演じ、「結婚読本」のために残されたままであった」(S. 82)。むしろ、奨励されたのは「男女の清潔な関係」であり、スポーツやレクリエーションで性欲を昇華することであった。また、男性のマスタベーションについては肯定されているが、ホモセクシュアリティについては相変わらず消極的であった。ただ、避妊について教えることについては、一部には反対論がみられるものの、性教育においてはほぼ一致がみられている。

もちろん、60年代の性教育の議論においても、いくつかの論争や意見の違いがみられる。これについては稿を改めて検討したい。

引用・参考文献

- Bach, Kurt 1969: Formen der praktischen Durchführung der Geschlechterziehung in der Erich-Weinert-Oberschule Hohenmölsen. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 709-712.
- Baer, Heinz-Werner. 1962a: Sexuelle Erziehung im Biologieunterricht. In: *Biologieunterricht, Methodisches Handbuch für den Lehrer*. Volk und Wissen Volkseigener Verlag, Berlin.
- Baer, Heinz-Werner 1962b: Unterrichtsmethodische Probleme bei der Geschlechterziehung in der Schule. In: *Pädagogik*, Beiheft 2, S. 37-45.
- Bittighöfer, Bernd 1966: Probleme der sozialistischen Geschlechtsmoral und der Erziehung der jungen Generation zu sittlich wertvoller Partnerschaft. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, 15. Jrg, Heft 7/8, S. 721-731.
- Bittighöfer, Bernd 1969: Weltanschaulich-ethische Grundlagen sozialistischer Partnererziehung. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 687-696.
- Borrmann, Rolf 1969: Die Vorbereitung der heranwachsenden Generation auf Ehe und Familie als spezielle Aufgabe der Gesellschaft. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 701-703.
- Brückner, Heinrich 1969: Der Anteil der Medizin an der Sexualerziehung. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 725-726.
- Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung (BZgA) (Hrsg.) 1995: Familienplanung und Sexualpädagogik in den neuen Bundesländern. Eine Expertise im Auftrag der BZgA von Harald Sympe und Konrad Weller unter Mitarbeit von Lykke Aresin, Kurt R. Bach, Jutta Resch-Treuwerth,

- Eduard Stapel. Köln.
- Donath, Erika 1969: Die Teilnahme des Jugendarztes an der Geschlechterziehung. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 721-723.
- Grassel, Heinz 1962: Psychologische Probleme bei der geschlechtlichen Erziehung. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962: Sexuelle Bildung und Erziehung. Bestandteil der Erziehung zur sozialistischen Persönlichkeit. Bericht über den Referententag der zentralen Sektion Medizin und Pädagogik am 3. November 1961 in Weimar. Berlin, S. 44-49.
- Grassel, Heinz 1966: Tagungsbericht 1962. Konferenz über sexualpädagogische Probleme an der Universität Rostock. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 15. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 7/8, S. 703-704. *Ärztliche Jugendkunde*, Jg. 54, Heft 1/2 の再録
- Grassel, Heinz 1969a: Möglichkeiten und Grenzen der Sexualpädagogik. In: *Das Deutsche Gesundheitswesen*, 24 Jg. Heft1/2, S. 90-91.
- Grassel, Heinz 1969b: Stand und Probleme der Sexualerziehung in der DDR. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 2/3, S. 211-225.
- Grassel, Heinz 1969c: Einführung. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 673-674.
- Grassel, Heinz 1969d: Sexualerziehung in der DDR. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 675-685.
- Grassel, Heinz 1969e: Über die Anwendung psychologischer Methoden in der Sexualforschung. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 769-771.
- Grassel, H/ Baer, H. W. 1962: Einleitung. In: *Pädagogik*, 1962, 2. Beiheft, S. 2-3.
- Güldner, Kurt 1969: Die elterliche Geschlechterziehung im Urteil von 15- bis 18 jährigen Jugendlichen. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 717-719.
- Kirsch, Werner 1962: Einige Vorschläge zur Verbesserung der sexuellen Belehrung im Biologieunterricht. In: *Pädagogik*, 2. Beiheft, S. 46-48.
- Kirsch, Werner 1968: Zum Problem der sexuellen Belehrung durch den Biologielehrer. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Kirsch, Werner 1969: Die lehrplanmäßige Fixierung der konkreten Aufgaben der Geschlechterziehung. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 705-707.
- Mehlan, K. -H. 1968: Arzt und Familienplanung. Tagungsbericht der 3. Rostocker Fortbildungstage über Probleme der Ehe- und Sexualberatung vom 23. bis 25. Oktober 1967 in Rostock- Warnemünde. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.
- Paul, Elfriede 1969: Vorbereitung der jungen Generation auf Ehe und Familie unter dem Aspekt des Gesundheitsschutzes der Frau. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 735-737.
- Reis, Karin 1969: Geschlechterziehung und Familie. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 713-716.
- Wolf, Birgit 2000: Sprache in der DDR. Ein Wörterbuch. Walter de Gruyter, Berlin.
- 池谷壽夫 2009 : 「DDR における妊娠中絶の歴史的展開」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第 120

号, 2009年12月, pp. 73-105.

池谷壽夫 2011a: 「1950年代におけるDDRの性問題と性教育 — 「性的啓発」から「性教育」へ」, 『日本福祉大学子ども発達学論集』第3号, 2011年1月, pp. 21-44.

池谷壽夫 2011b: 「1960年代におけるDDRの学校・青少年・家族政策と性教育」, 『日本福祉大学社会福祉論集』第124号, 2011年3月, pp. 1-26.

池谷壽夫 2011c: 「科学的知識普及協会研究報告会議と性教育研究会議 — 1960年代DDRにおける性教育の動向(その1) —」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第124号, pp. 27-58.

池谷壽夫 2100d: 「第3回性教育研究会議と共同研究グループ「性教育学」の設立 — 1960年代DDRにおける性教育の動向(その2) —」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第124号, pp. 59-98.

パウロ六世 1969: 『回章「フマーネ・ヴィテ」(人間の生命) — 適正な産児の調整について —』本回章翻訳委員会・代表者神林宏和, 中央出版社.